

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitamishakyo.jp/>

 2020年(令和2年)
 3月1日 No.6

1. 権利擁護支援ネットワーク懇話会を開催しました(通算第5回目)

令和元年11月27日(水)、「第3回 北見市権利擁護支援ネットワーク懇話会」を開催しました。権利擁護に関わる専門職や関係機関との顔の見える関係づくりや情報共有、ネットワークの構築を目的とし、一昨年11月にスタートした懇話会は5回を数え、43名が参加されました。

成年後見制度利用促進に向けた家庭裁判所の役割

釧路家庭裁判所 北見支部長 安木 進裁判官に
お越しいただき、家庭裁判所における後見人選任
や後見監督の現状をふまえ、福祉や行政と家庭裁判所の連携が重要であることをお話をいただきました。



全国における中核機関設置とその取り組み状況及び、地域連携ネットワークの必要性について



東京大学教育学研究科より
特任専門職員である東 啓二
氏をお招きし、成年後見制度
利用における課題や現状を明
確にした上で、中核機関や地
域連携ネットワークの必要性
についてわかりやすくお話し
していただきました。

掲載内容

- 1 権利擁護支援ネットワーク懇話会の開催
- 2 金融機関を対象とした研修会の開催
- 3 令和元年度 成年後見支援センター実績
- 4 相談援助職を対象としたアンケート調査結果 速報
- 5 常呂町での研修会の開催

★トピックス★

申立書の書式が全国で統一されます(平成24年~)

グループワーク

一つの事例を元に、成年後見制度を必要とする人が適切な時期に相談・支援へ結びつくために必要なことについて検討・考察を行いました。各グループで申立時期や後見候補者などを検討し、本人の権利を守るために何が必要かなど、それぞれの意見を出し合い考察を深めました。



医療機関職員の参加が最も多く、医療現場での成年後見制度に対する関心の高さが伺えました。

2. 金融機関を対象とした研修会を開催しました

令和元年10月24日(木)、「市内金融機関職員を対象とした成年後見制度に関する研修会」を開催し44名が参加されました。

釧路家庭裁判所北見支部 主任家庭裁判所書記官 相原 慶徳氏をお招きし
「成年後見制度の概要と北見市における制度利用の現状」と題して、金融機
関から家庭裁判所に寄せられる問い合わせ内容を基にしたお話しをいただきました。
また、ともざわ法律事務所 友澤 太郎弁護士からは、制度利用が必要とされる典型的なケースの紹介や、金融機関と成年後見制度の関わりについてお話しいただきました。研修会の最後には、職員より北見市成年後見支援センターの機能と役割について説明させていただき、金融機関職員の皆様に成年後見支援センターの所存や役割を知っていただけるよう努めました。

成年後見制度の申立理由として最も多い「預貯金等の管理・解約」と深い関わりを持つ金融機関職員の皆様との初となる研修会は、一緒に学び合うことのできる大変有意義な時間となり、制度利用促進に向けた取り組みへの大きな弾みとなりました。当センターでは、来年度以降も継続して研修会を開催する予定です。



▲研修会の様子

3. 令和元年度成年後見支援センター実績(令和2年2月末時点)

成年後見制度に関する相談

・新規相談件数……84件
(H30.2…36件)

相談内訳(重複あり)
・成年後見制度全般…63件
・申立手続き………27件

・市長申立案件数…13件
(H30.2…13件)

対象者内訳
・認知症……………12件
・知的障がい…………1件

※市長申立から決定審判までは、1ヶ月以内が最も多く、次いで3ヶ月以内となっています。

運営委員会等の開催

・運営委員会回数…5回

・審査検討会回数…6回
・審議件数………13件

新規相談件数が非常に増えており(一昨年同月と比較し48件増)、関係機関との連携の強化や研修会の開催、周知範囲の拡大が件数増加に繋がったと考えています。来年度も必要な方に制度が届くよう、効果的な取り組みに努めています。

4. 「相談援助職を対象としたアンケート調査」結果 速報

北見市における成年後見制度に関する機関職員の成年後見制度に関する理解度や課題等を把握し、利用促進に向けた取り組みへの基礎資料とする目的とし、101事業所、326名を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査実施期間	令和元年11月18日～11月29日					
	事業所			個別		
	事業所数	回答数	回収率%	対象者数	回答数	回収率%
行政	8	6	75.00	39	36	92.31
障がい者相談支援センター	4	2	50.00	11	6	54.55
障がい者相談支援事業所	9	6	66.67	16	7	43.75
医療機関	12	8	66.67	39	30	76.92
小規模多機能居宅介護	12	5	41.67	13	5	38.46
居宅介護支援事業所	49	36	73.47	157	113	71.97
地域包括支援委センター	7	7	100	51	46	90.20
合計	101	70	69.31	326	243	74.54



事業所管理者及び、機関職員の皆様には、大変お忙しい中ご協力をいただきました。心より感謝を申し上げます。

制度の理解度について

回答内容	数	%
名前は知っているが、どのような制度か十分にわからない（十分に説明できない）	115	47.33
名前を知っており、制度内容についてもある程度理解している（ある程度説明できる）	104	42.80
制度内容について理解している（人に説明できる）	21	8.64
名前だけ知っている	2	0.82
名前も知らない	0	0.00
未記入	1	0.41
合計	243	100%

115名(47.33%)がどのような制度かわからない、名前だけは知っていると回答し、制度の理解度が十分ではないことがわかります。

5. 「老いをより良く生きる」講座を常呂町で開催しました

令和2年2月18日(火)、北見市常呂町公民館において「常呂町民のための“老いをより良く生きる”講座を開催しました。「不動産相続」「成年後見制度」をテーマとした本講座では、40名の方が参加され、安心した老後の備えなどについて知識を深める時間となりました。



▲熱心に耳を傾ける参加者

「わかりやすい内容だった」「定期的に開催してほしい」などのコメントが寄せられました。

老後と不動産相続～超高齢社会の相続を考える～

終活に向けた財産の移動には、相続、遺贈、贈与の3種類があり、それらにともなう動産、不動産の評価方法や相続税・贈与税についてお伝えさせていただきました。

税理士法人北海道みらい オホーツク事務所 江澤 昭税理士



元気なうちに準備しておきたい『終活と後見』の話

終活とは、葬儀やお墓、相続、身の周りの整理など「自らの人生の終わりに向けた活動」であり、遺言やエンディングノートの活用があります。また、成年後見制度の概要や、どのような時に利用すべきかをお話しさせていただきました。

行政書士 AOKI 事務所 青木 伸生行政書士



★トピックス★ 後見制度 申立書が4月1日より全国統一書式となります！

成年後見制度における後見等開始申立書等については、家庭裁判所ごとに書式が異なっていましたが、令和2年4月1日より、全国統一書式による運用が開始されます。

教えて！新書式のこと Q & A

Q 1. 現在の申立書等と新書式はどこが変わるのでですか？

(1) 書式の表題が変更となります。

「申立書附票」→「申立事情説明書」、「同意書（親族用）」→「親族の意見書」、「後見人等候補者身上書（親族用）」→「後見人等候補者事情説明書」、「後見予算表」→「收支予定表」に表題が変更

(2) 親族関係図を提出していただくこととなります。

(3) 「親族の意見書」の提出範囲が変更になります。

民法に定める相続の順位に従い、法定相続人の意見書の提出が必要

Q 2. 4月1日以降に後見開始の申立てを行う場合、必ず新書式でなければいけませんか？

令和2年4月1日以降に後見等開始の申立書を準備する場合には、新しい申立書等の書式を利用してください。

(釧路家庭裁判所 通知文書より)

新書式は、釧路家庭裁判所のWebサイト成年後見等申立ての説明書に掲載されています。